

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 大西 正悟 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒170-0013 日本国東京都豊島区東池袋3-20-3、東池袋S ビル1階 大西国際特許事務所		発送日 (日.月.年) 26.02.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 18-00841W0		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/042763	国際出願日 (日.月.年) 20.11.2018	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G02B15/20(2006.01)i, G02B13/18(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社ニコン			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input checked="" type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 13.02.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 堀井 康司	2V 3713
		電話番号 03-3581-1101 内線 3271	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	11	有
	請求項	1-10, 12-16	無
進歩性 (I S)	請求項	11	有
	請求項	1-10, 12-16	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-16	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1: JP 2018-92185 A (パナソニック I P マネジメント株式会社) 2018. 06. 14, 実施例 5 & US 2014/0240554 A1, 実施例 5

文献2: JP 2018-54989 A (キヤノン株式会社) 2018. 04. 05, 実施例 3 & US 2018/0095242 A1, 実施例 3

文献3: JP 2016-173438 A (キヤノン株式会社) 2016. 09. 29, 実施例 1, 2 (ファミリーなし)

文献4: JP 2016-139125 A (パナソニック I P マネジメント株式会社) 2016. 08. 04, 実施例 1-4, 7 & US 2016/0209632 A1, 実施例 1-4, 7

補充欄参照

第Ⅷ欄 国際出願についての意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求項 1、16 には「物体側から順に並んだ、正の屈折力を有する第 1 レンズ群と、負の屈折力を有する第 2 レンズ群と、正の屈折力を有する第 3 レンズ群と、後続レンズ群とを有し（有した）・・・」と記載され、物体側から順に並んだ、正の屈折力を有する第 1 レンズ群、負の屈折力を有する第 2 レンズ群、正の屈折力を有する第 3 レンズ群と、後続レンズ群（3 以上のレンズ群を含む）から構成される、6 群以上のレンズ群からなる変倍光学系以外に、レンズ群を削除した、或いは、他の屈折力のレンズ群を有する変倍光学系も含まれると解される。一方、明細書には、具体例として、物体側から順に並んだ、正の屈折力を有する第 1 レンズ群、負の屈折力を有する第 2 レンズ群、正の屈折力を有する第 3 レンズ群と、後続レンズ群（3 以上のレンズ群を含む）から構成される、6 群以上のレンズ群からなる変倍光学系が記載されているのみである。そうすると、レンズ群を削除した、或いは、他の屈折力のレンズ群を有する変倍光学系をも含む本願請求項 1、16、請求項 1 を引用する請求項 2-16 に係る発明は、明細書に記載した範囲を超えるものであり、PCT 第 6 条に規定される裏付けに関する要件を満たしていない。

よって、物体側から順に並んだ、正の屈折力を有する第 1 レンズ群、負の屈折力を有する第 2 レンズ群、正の屈折力を有する第 3 レンズ群と、後続レンズ群（3 以上のレンズ群を含む）から構成される、6 群以上のレンズ群からなる変倍光学系以外のものについては、有意義な調査を行うことができないため、調査を行わなかった。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1-9、12-16 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より新規性、進歩性を有しない。

請求項 1 について、文献 1（実施例 5 等参照）記載のズームレンズは、本願請求項 1 に特定される事項を満足する。

請求項 2-9、12-14 について、文献 1 記載の光学系も満足する。

請求項 15 について、文献 1 にも開示されているか、或いは、当業者が容易になし得たことである。

請求項 16 について、請求項 1 と同様に判断する。

請求項 1-10、12-16 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2 より新規性、進歩性を有しない。

請求項 1 について、文献 2（実施例 3 等参照）記載のズームレンズは、本願請求項 1 に特定される事項を満足する。

請求項 2-10、12-14 について、文献 2 記載の光学系も満足する。

請求項 15 について、文献 2 にも開示されているか、或いは、当業者が容易になし得たことである。

請求項 16 について、請求項 1 と同様に判断する。

請求項 1-3、5-10、12-16 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 3 より新規性、進歩性を有しない。

請求項 1 について、文献 3（実施例 1、2 等参照）記載のズームレンズは、本願請求項 1 に特定される事項を満足する。

請求項 2、3、5-10、12-14 について、文献 3 記載の光学系も満足する。

請求項 15 について、文献 3 にも開示されているか、或いは、当業者が容易になし得たことである。

請求項 16 について、請求項 1 と同様に判断する。

請求項 1-7、9、10、12-16 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 4 より新規性、進歩性を有しない。

請求項 1 について、文献 4（実施例 1-4、7 等参照）記載のズームレンズは、本願請求項 1 に特定される事項を満足する。

請求項 2-7、9、10、12-14 について、文献 4 記載の光学系も満足する。

請求項 15 について、文献 4 にも開示されているか、或いは、当業者が容易になし得たことである。

請求項 16 について、請求項 1 と同様に判断する。

請求項 11 に係る発明は、文献 1-4 に対して新規性及び進歩性を有する。

文献 1-4 には、請求項 11 に記載の特徴点が開示されてなく、また、前記特徴点を文献 1-4 より導出することは、当業者といえども困難である。